

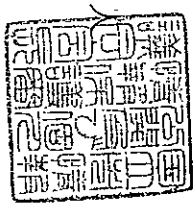


国 情 議 収 第 3 号
平 成 2 7 年 8 月 5 日

国立市長
佐藤 一夫 様

国立市情報公開及び
個人情報保護審議会

会長 只野 雅



答 申 書

平成27年5月27日付け国行防発第22号により諮問のありました下記事
項について、当審議会は、次のとおり意見を申し述べます。

記

1 諮問事項

(仮称) 国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例の制定について

2 諮問理由

公共の場所を撮影するために設置される安心安全カメラ(防犯カメラ)の適
正な運用と管理が行われるよう、(仮称) 国立市安心安全カメラの設置及び運用
に関する条例を制定することについて意見を求めるものです。

3 当審議会の意見

(結論) 上記諮問事項に係る条例素案に関し、担当者からの説明とパブリック・
コメントの結果を踏まえ審議した結果、可とするとの結論に達しました。ただ
し、下記の3点については、さらに検討を要望します。また、制度の運用に当
たつての要望事項を付言します。

(検討を要する点)

(1) (仮称) 国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例素案(以下「条例素案」という。)第3条は、「公共の場所を撮影するための安心安全カメラを設置する者及び安心安全カメラの管理及び運用をする者は、安心安全カメラの設置及び運用に関し適切な措置を講ずるとともに、国立市個人情報保護条例(平成14年12月国立市条例第36号)を遵守し、市民等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない」と規定している。本条は、個人をも含む、安心安全カメラを設置する者全てを対象とした基本原則であり、条例の規律対象を明確にするために「公共の場所を撮影するための」との文言が冒頭に置かれているとの説明が、担当者よりあった。

「公共の場所を撮影するための」という文言は、確かに、条例の規律対象を明確にする意味を持つが、しかし他方において、個人が「公共の場所を撮影するための」カメラを設置することを前提として受止められかねない懸念もある。同条には、国立市個人情報保護条例を遵守し「市民等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない」との文言も置かれており、これだけでも、公道等を撮影するカメラの設置に対する歯止めとなっていると考えられることもできる。「公共の場所を撮影するための」という文言が必要かどうか、更に検討されたい。

(2) 第3条における「安心安全カメラの管理及び運用をする者」と、第5条における「安心安全カメラの管理及び運用をする者(以下「管理責任者」という。)」との関係が、やや分かりにくいと思われる。後者は、「安心安全カメラ設置者」(第4条)が置くものであり、第3条の「安心安全カメラの管理及び運用をする者」と同じ意味ではないと思われるが、より分かりやすい規定が可能かどうか、更に検討されたい。

(3) 条例素案第14条は、管理責任者等が勧告に従わない場合、市長はその事実を公表することができる旨と定めている。この規定を受け、(仮称)国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例施行規則素案第8条では、設置者の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名並びに管理責任者の氏名、勧告の内容、公表の理由、その他市長が特に必要と認める事項を公表するとしている。公表についての規定は、当審議会での議論も踏まえ設けられたものであるが、公表が個人に不利益をもたらす面も否定できないので、公表の範囲について、更に検討されたい。また、規定をそのまま残す場合には、上記の点をも踏まえ、慎重な手続を採られたい。

(付言)

(1) 条例素案の意義は、近年増加する公共の場所を撮影するカメラの設置について法律による規制が存在しないことを踏まえ、プライバシーを始めとする市民の権利利益を保護することにあると考えられる。制度の運用に当たっては、こうした趣旨について市民に十分に周知し理解を求めるとともに、安易なカメラの設置が行われないよう十分に配慮されたい。

(2) 条例素案では苦情処理の仕組みを定め、また市長が管理責任者等に対し運用状況について定期的に報告を求めることを定めている。苦情処理の状況や市長に対しなされた報告について、当審議会にも定期的に報告されたい。

(3) 映像データの取扱いについて市民から苦情が寄せられた場合、カメラの設置者が市・教育委員会以外の場合には、対応はそれぞれの設置者に委ねられることになる。そうした場合にも、対応が不十分なものとならないよう、市としても適切な配慮をされたい。